

令和7年度保育施設等の利用定員の設定について

～認可保育所及び施設型給付となる幼稚園の確認に係る意見聴取～

1. 認可保育所及び施設型給付となる幼稚園の確認

認可保育所及び施設型給付となる幼稚園は「特定教育・保育施設」であり、市町村は、認可（認可権は京都府）を受けた教育・保育施設に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払う。

2. 意見聴取の根拠法令

市長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第72条第1項の審議会の意見を聴かなければならない。（子ども・子育て支援法第31条第2項より抜粋。なお、利用定員の変更の場合は、義務付けではない。）

3. 意見徴取の内容

（1）令和7年度4月開設予定の認可保育所

施設名称	事業主体	所在地	利用定員
西山竹の台保育園	社会福祉法人京都明星福社会	開田4丁目	0歳 9名 1歳 12名 2歳 12名 3歳 15名 4歳 16名 5歳 16名 計 80名
長岡京にじいろキッズ 保育園	社会福祉法人リアン	開田2丁目	0歳 9名 1歳 9名 2歳 9名 3歳 11名 4歳 11名 5歳 11名 計 60名

※0～2歳児は3号認定子ども、3～5歳児は2号認定子どもとして。

（2）令和7年度4月新制度移行予定の幼稚園

施設名称	事業主体	所在地	利用定員
めぐみ幼稚園	学校法人めぐみ学園	調子1丁目	満3歳 50名 3歳 55名 4歳 55名 5歳 80名 計 240名

※いずれの年齢も1号認定子どもとして。